



平成28年6月10日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第43号

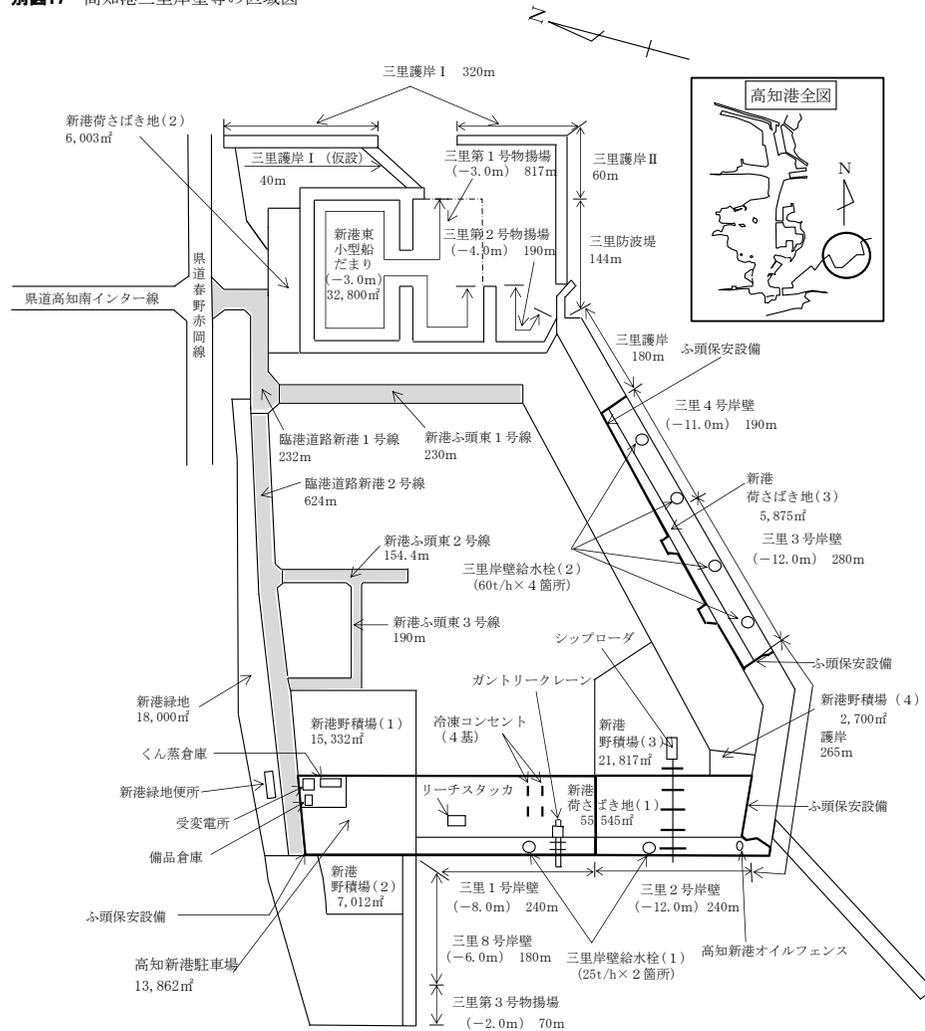
高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則
 高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。
 別表第2の別図17を次のように改める。

目 次		ページ
規 則		
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則		1
告 示		
○公共測量の終了の通知（用地対策課）		2
○公共測量の実施の通知（2件）（ 〃 ）		2
◎告示（港湾施設の概要）の一部改正（港湾・海岸課）		3
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認（会計管理課）		3
公 告		
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（2件）（県民生活・男女共同参画課）		3
○平成28年度登録販売者試験の実施（医事業務課）		4
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）		4
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示		
○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程の一部改正		4
高知県選挙管理委員会告示		
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（6・6揭示）		5
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数〈 〃 〉		5
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数〈 〃 〉		5
正 誤		
◎正誤（平28・3・29付け 人事委員会告示）		7

 規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

別図17 高知港三里岸壁等の区域図



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第335号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から平成27年9月高知県告示第544号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成28年1月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年6月10日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第336号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年5月16日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年6月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成28年5月19日から同年9月30日まで

3 作業地域

安芸市伊尾木

高知県告示第337号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年5月18日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年6月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（平成27-28年度 新日下川放水路測量業務）

2 作業期間

平成28年4月1日から同年6月30日まで

3 作業地域

吾川郡いの町大内

高岡郡日高村沖名

高知県告示第338号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。
平成28年6月10日

高知県知事 尾崎 正直

表の高知港の保管施設の項中

〃	新港野積場 (3)	面積21,817㎡	〃
---	--------------	-----------	---

を

〃	新港野積場 (3)	面積21,817㎡	〃
〃	新港野積場 (4)	面積2,700㎡	〃

に改める。

高知県告示第339号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市南はりまや町一丁目1-1
株式会社四国銀行
取締役頭取 山元 文明
- 売りさばき所の所在地及び名称
(変更前) 四万十市中村一条通1-3
株式会社四国銀行中村支店
(変更後) 四万十市駅前町3-13
株式会社四国銀行中村支店
- 変更承認年月日
平成28年5月16日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年5月31日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年5月31日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成28 年5月 23日	特定非 営利活 動法人 要約筆 記高知 ・やま	溝渕 三 枝子	高知市 旭天神 町74番 地	やまもは、聴覚障害 者、主として難聴者及 び中途失聴者のための コミュニケーション支 援（以下、「情報保 障」という）の拡充並

もも	びに社会参加の促進を図るために、手書き及びパソコンの要約筆記により情報保障する事業を行い、聴覚障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。
----	---

~~~~~

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年5月31日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年5月31日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日  | 申請に係る特定非営利活動法人   |        |                |                                                                                            |
|------------|------------------|--------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 名称               | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 定款に記載された目的                                                                                 |
| 平成28年5月26日 | 特定非営利活動法人カンガルーの会 | 澤田 敬   | 吾川郡いの町八田235番地2 | この法人は、児童虐待予防、子育て支援を図る為、周産期から児童に係わる関係者に対して、研修会や講演会を開催する事業等を行い、児童の健全育成を支援し公益の増進に寄与する事を目的とする。 |

~~~~~

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成28年度登録販売者試験（以下「試験」という。）を次のとおり行う。

平成28年6月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験の日時
平成28年10月26日（水）午前10時30分から午後3時40分まで
- 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目1-10 高知県教育会館高知城ホール（受験者が多数の場合は、試験の場所を変更し、又は追加することがある。）
- 試験手数料
15,000円（高知県収入証紙を受験申請書に貼り付けること。）
- 受験申請書の提出期間
平成28年7月25日（月）から同年8月5日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成28年8月5日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験申請書の提出先
(1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知県健康政策部医事業務課
(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部医事業務課
- 合格者の発表
平成28年12月2日（金）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部医事業務課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- その他
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部医事業務課（電話番号088-823-9682）に問い合わせること。

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成28年6月10日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名   | 氏名    | 住所             |
|------|-------|----------------|
| (退任) |       |                |
| 理事   | 新井 廣一 | 安芸郡北川村西谷355番地  |
| (就任) |       |                |
| 理事   | 和田 彰裕 | 安芸郡北川村長山568番地3 |

-----

**徳島県及び高知県  
参議院合同選挙区  
選挙管理委員会告示**

-----

**徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第2号**

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程（平成28年5月徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月10日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長  
西川 政善

目次中  
「第11章 補足（第40条・第41条）」  
を  
「第11章 政見放送（第40条）  
第12章 補則（第41条・第42条）」  
に改める。

第31条第2項中「及び専ら手話通訳のために使用する者に限る」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下この項において「要約筆記」という。）のために使用する者に限る」に、「及び専ら手話通訳のために使用する者にあつては」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者にあつては」に改める。

第41条を第42条とし、第40条を第41条とする。  
「第11章 補足」を「第12章 補則」に改める。  
第10章の次に次の1章を加える。

**第11章 政見放送**  
(基幹放送事業者による政見放送)

**第40条** 政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号。以下「政見放送等実施規程」という。）第2条第7項の規定により参議院選挙区選出議員選挙における参議院合同選挙区の候補者が政見放送をすることができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備によりすることができる政見放送の回数は、別表第3に定めるとおりとする。

2 政見放送等実施規程第5条第3項ただし書に規定する参議院選挙区選出議員選挙における参議院合同選挙区の担当基幹放送事業者は、徳島県においては四国放送株式会社とし、高知県においては次に掲げるとおりとする。

(1) 平成28年6月10日以降に期日を公示される参議院選挙区

選出議員選挙（同日以降初めて執行されるものに限る。）及び第3号の選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員選挙にあつては、株式会社高知放送  
 (2) 前号の選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員選挙にあつては、株式会社テレビ高知  
 (3) 前号の選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員選挙にあつては、高知さんさんテレビ株式会社  
 別表に次の1表を加える。

別表第3（第40条関係）

| 県別  | 基幹放送事業者名      | テレビジョン放送の回数 | ラジオ放送の回数 |
|-----|---------------|-------------|----------|
| 徳島県 | 四国放送株式会社      | 3           | 1        |
| 高知県 | 株式会社高知放送      | 1           | 1        |
|     | 株式会社テレビ高知     | 1           |          |
|     | 高知さんさんテレビ株式会社 | 1           |          |

別記第17号様式中「（出納責任者選任届出書）」を「（出納責任者異動届出書）」に改める。

## 附 則

この告示は、平成28年6月10日から施行する。

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

## 高知県選挙管理委員会告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の5分の1の数は、12,309人である。

平成28年6月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

## 高知県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、169,240人である。

平成28年6月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

## 高知県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年6月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 高知市選挙区                  | 91,842人 |
| 室戸市・東洋町選挙区              | 5,109人  |
| 安芸市・芸西村選挙区              | 6,281人  |
| 南国市選挙区                  | 13,089人 |
| 土佐市選挙区                  | 7,785人  |
| 須崎市選挙区                  | 6,363人  |
| 宿毛市・大月町・三原村選挙区          | 7,980人  |
| 土佐清水市選挙区                | 4,206人  |
| 四万十市選挙区                 | 9,693人  |
| 香南市選挙区                  | 9,208人  |
| 香美市選挙区                  | 7,604人  |
| 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区 | 3,280人  |

|            |         |
|------------|---------|
| 長岡郡・土佐郡選挙区 | 3,611人  |
| 吾川郡選挙区     | 8,647人  |
| 高岡郡選挙区     | 17,094人 |
| 黒潮町選挙区     | 3,360人  |

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付     | 公報番号 | 種類       | ページ | 欄<br>(行)  | 正           | 誤    |
|----------|------|----------|-----|-----------|-------------|------|
| 平28・3・29 | 号外12 | ◎人事委員会告示 | 6   | 右<br>(14) | <u>主幹教諭</u> | 主任教諭 |